(二)　国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとした。（第一四条関係）

(三)　民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進

(1)　国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組が促進されるよう、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとした。（第一五条第一項関係）

(2)　国は、国民の日常生活における電子計算機又はインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用に際して適切な製品又はサービスを選択することその他の取組について、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとした。（第一五条第二項関係）

(四)　国は、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとした。（第一六条関係）

(五)　国は、サイバーセキュリティに関する犯罪の取締り及びその被害の拡大の防止のために必要な施策を講ずるものとした。（第一七条関係）

(六)　国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとした。（第一八条関係）

(七)　国は、サイバーセキュリティに関連する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るため、サイバーセキュリティに関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓、技術の安全性及び信頼性に係る規格等の国際標準化及びその相互承認の枠組みへの参画その他の必要な施策を講ずるものとした。（第一九条関係）

(八)　国は、サイバーセキュリティに関する研究開発及び技術等の実証の推進並びにその成果の普及を図るため、サイバーセキュリティに関し、研究体制の整備、技術の安全性及び信頼性に関する基礎研究及び基盤的技術の研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究開発のための国際的な連携その他の必要な施策を講ずるものとした。（第二〇条関係）

(九)　人材の確保等

(1)　国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る事務に従事する者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、当該者の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとした。（第二一条第一項関係）

(2)　国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る人材の確保、養成及び資質の向上のため、資格制度の活用、若年技術者の養成その他の必要な施策を講ずるものとした。（第二一条第二項関係）

(一〇)　教育及び学習の振興、普及啓発等

(1)　国は、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとした。（第二二条第一項関係）

(2)　国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するための期間の指定その他の必要な施策を講ずるものとした。（第二二条第二項関係）

(二)　国は、サイバーセキュリティに関し、国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、開発途上地域のサイバーセキュリティに関する対応能力の構築の積極的な支援その他の国際的な技術協力、犯罪の取締りその他の国際協力を推進するとともに、我が国のサイバーセキュリティに対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとした。（第二三条関係）

8　内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部を置くこととした。（第二四条～第三五条関係）

9　施行期日等

(一)　政府は、8に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備（内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。）その他の措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

(二)　政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成一五年法律第七九号）第二四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとした。（附則第三条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第三五七号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　小児慢性特定疾病医療支援の対象となる児童等は、指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等（児童以外の満二〇歳に満たない者については、満一八歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援を受けているものに限る。）とすることとした。（第一条関係）

2　指定小児慢性特定疾病医療支援に係る負担上限月額は、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び当該小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるものについての指定小児慢性特定疾病医療支援のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額等に基づく区分に応じて定める額とすることとした。（第二二条関係）

3　都道府県が医療費支給認定を取り消すことができる場合は、医療費支給認定を受けた保護者が医療費支給認定又は医療費支給認定の変更の申請に関し虚偽の申請をしたときとすることとした。（第二二条の二関係）

4　小児慢性特定疾病医療費と調整を行う他の法令に基づく給付は、健康保険法の規定による療養の給付等とすることとした。（第二二条の三関係）

5　指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受ける病院又は診療所に準ずる医療機関は、指定訪問看護事業者とすることとした。（第二二条の四関係）

6　その法律の規定による罰金の刑に処せられた者等について、都道府県知事が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない国民の保健医療又は福祉に関する法律は、医師法等とすることとした。（第二二条の五関係）

7　その法律の規定による罰金の刑に処せられた者等について、都道府県知事が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない労働に関する法律の規定は、労働基準法第一一七条等とすることとした。（第二二条の六関係）

8　その法律又はその法律に基づく命令等に違反した指定小児慢性特定疾病医療機関について、都道府県知事がその指定の取消し等を行うことができる国民の保健医療又は福祉に関する法律は、健康保険法等とすることとした。（第二二条の八関係）